

平成29年3月24日

各 位

東大和市長
尾崎 保夫

庁議の議題について

平成29年3月29日（水）午前9時から庁議を401会議室で開催します。

記

[審議事項]（太字斜体で記載されている事項の庁議付議事案書は、当日配布します。）

1. 東大和市文書管理規則の一部を改正する規則について
2. 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
3. 東大和市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則について
4. 東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について
5. 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について
6. 東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について
7. 東大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則について
8. 東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則について

[報告事項]（太字斜体で記載されている事項の庁議付議事案書は、当日配布します。）

1. 東大和市庁舎宿日直業務服務規程の一部を改正する訓令について
2. 東大和市職務に専念する義務の免除の申請手続についての全部改正について
3. 平成29年度監査等の実施について
4. 東大和市公の施設の管理運営のあり方検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
5. 東大和市指定管理者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
6. 東大和市市有地等利活用検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
7. 東大和市公共施設最適化検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
8. 東大和市玉川上水駅前施設活用検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
9. 東大和市ふれあい広場運営者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について
10. 東大和市証明等事務取扱規程の一部を改正する訓令について
11. 東大和市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱について
12. 東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正する訓令について
13. 東大和市ひとり親家庭の就業による自立のためのホームヘルプサービス事業実施要綱の一部を改正する訓令について

14. 東大和市民間学童保育所施設整備補助金交付要綱について
15. 東大和市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱の一部を改正する要綱について
16. 東大和市介護予防事業実施要綱を廃止する訓令について
17. 東大和市介護保険生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置事業実施要綱の一部を改正する訓令について
18. 東大和市介護保険障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業実施要綱の一部を改正する訓令について
19. 東大和市介護保険利用者負担額助成事業実施要綱の一部を改正する要綱について
20. 東大和市家具転倒防止器具等取付事業実施要綱の一部を改正する訓令について
21. 東大和市高齢者理・美容券交付事業実施要綱の一部を改正する訓令について
22. 東大和市狭あい道路整備規程の全部改正について
23. 東大和市地区計画等で決定した道路の整備規程の一部を改正する訓令について
24. 東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画について
25. 第二次東大和市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱について
26. 第二次東大和市特別支援教育推進計画について
27. 東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について
28. 東大和市就学支援委員会規程の一部を改正する規程について
29. 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則について
30. 東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について
31. 東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱の一部を改正する要綱について
32. 東大和市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正する要綱について

[単年度要綱]

1. 平成29年度東大和市外国人学校児童・生徒保護者負担軽減事業補助金交付要綱外3件について

今後の庁議開催予定

平成29年4月5日、12日、19日、26日、5月2日（火、午前9時）、10日、17日、24日

(注) 括弧書きの記載がない場合は、水曜日の午前9時から開催します。

- * 付議事案書及び添付資料は、**1部**提出してください。あわせてデータの提出もお願いします。
(添付資料がカラーのもの又は冊子類の場合は、20部提出してください。)
- * 添付資料が複数枚になる場合は表裏印刷とし、必ずページを付けてください。
- * 定例庁議の付議事案書提出期限は、前週の金曜日（正午）までですので、遅れないようにお願いします。
- * 原則として様式及び附則の添付は省略してください。